

野焼きによる火災に注意しましょう！

今金消防署



農林業に伴い、やむを得なく野焼きをする場合は、あらかじめ消防へ**届出**または**電話連絡**をし、次のことを守って下さい。

- ①風の強い日には、行わない。
- ②すぐに消火できる準備をするをする。
- ③火が消えるまで、その場から離れない。
- ④日没までに終わらせ、完全に消えたことを確認する。

※焼却が認められていないものを燃やした場合は、処罰されます。

※消防では、焼却の許可（良否）は出しておりません。焼却したいものが、認められているものか分からない場合は、**今金町役場（☎ 82-0111）まちづくり推進課**にお問い合わせください。焼却が認められているものでも、火災と間違わないよう消防への届出または電話連絡は必要になります。

【焼却が認められるもの】

- ・稲わら、豆から、もみ殻などの焼却
- ・あぜ、側溝（用水路等）などの枯草焼き
- ・落ち葉たき、キャンプファイヤー
- ・どんど焼き（しめ縄など）による焼却 など

古い消火器、危険です！破裂で死亡事故も発生！

古い消火器をしまい込んだり、放置したりしていませんか？湿気の多い場所に長い間放置しておくとう腐食の恐れがあります。

消火器に腐食やキズがあると、破裂の恐れがあります！
破裂した破片等があたり、死亡した事案もあり危険です！



☞こんな消火器は危険です！
腐食が進んだもの、凹みや変形した消火器は絶対に使用しないでください。



▲破裂して底が抜けた消火器

【事案1】

自宅の庭に保管してあった消火器を廃棄するために消火薬剤を放出しようとしたところ、消火器本体の底部の錆びている部分から突然ガスが噴出、その反動で消火器本体が顔面を直撃、病院に搬送されたが外傷性頭蓋出血のため死亡した。

この消火器は薬剤重量6kgの20型と呼ばれる消火器で、22年も経過しており、長年納屋に放置されていたもので底部がかなり腐食していた。

【事案2】

家の近くの雑草が燃えていて、堆肥に燃え移ったため、消火器で消そうとしたが、放出しないので調べたところ、消火器底面が腐食していたため底が抜け、はずみで消火器本体が顔面を直撃、病院に搬送されたが4日後に死亡した。

この消火器は24年前に製造された古い消火器で、知人から貰い受け、長年放置されていたもの。

消火器は、一般のゴミとして廃棄することはできません。

廃棄する場合は、リサイクル窓口に依頼してください。また、リサイクルは費用が必要です。古い消火器の「消火剤の放射」や「解体」は、自分で行わず、リサイクルを依頼して下さい。

～近くの消火器リサイクル窓口～

(有) 黒沢商会	今金町字今金 120 番地	☎ 82-0716
(株) 道南防災	せたな町北檜山区北檜山 173-14	☎ 0137-84-5046
(株) 道南防災今金営業所	今金町字八東 125-2	☎ 82-2838

◆ 消防署では、消火器の販売・リサイクルは行っておりません。 ◆

悪質な訪問販売に注意しましょう。

・街頭PR・巡回広報を実施します。
にサイレンを鳴らします。



広報いまかね 2018年10月号



あったからんど休館のお知らせ



新設温泉井戸の稼働に係る作業実施のため、10月22日（月）から26日（金）までの期間を「休館」とさせていただきます。
 なお、あったからんどの休館中「種川温泉休憩所」を利用していただくため、送迎車を運行いたします。
 ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。



■休館期間：10月22日（月）～26日（金）

※種川温泉休憩所は、毎週木曜日が「定休日」となります（種川温泉休憩所への送迎は行いません）。

◆種川温泉への送迎時間（行程 総合体育館⇄種川温泉）

- ◎総合体育館発 ① 11時00分 ② 13時00分 ③ 15時00分 【問合せ】
- ◎種川温泉発 ① 13時10分 ② 15時10分 ③ 17時00分 役場まちひと交流課 ☎ 82-0111

農地の売買には農業委員会の許可が必要です



国では、農業政策を推進するに当たり、農地法を定め農地の制限等を設けています。

●売買方法

農地法第3条による売買 （個人間での契約によるもの）

※譲渡者（土地所有者）と譲受者（農業者）で金額等の契約を行い、農業委員会へ共同申請します。

【参考】

売買代金（譲渡所得）は15%～30%課税されます。
 売買代金を受け取った方は（土地所有者）が負担します。

農業経営基盤強化促進法による売買 （個人間の契約ではありません）

あっせん会議を行い、市町村が農地の利用集積計画を作成し、譲渡者（土地所有者）と譲受者（農業者）がその計画に同意します。

◆相手や金額等は選べません

【相手方・売買価格について】

総会で指名を受けた農業委員が、対象農地の周囲の耕作状況などを考慮し、農地の生産性があるような相手方を調整（基本的に認定農業者）し、一般的な売買価格を算出します。

【特別控除について】

相手方や金額等が決定できない代わりに譲渡所得の特別控除を受けることができます。ただし、相手方の売買方法によって、控除額が変わってきます。（800万円又は1,500万円）

以上は、農地売買の一例です。詳細は農業委員会（☎ 82-0111）までお問い合わせください。

農業者年金へ加入しましょう ～生活の安定のために～

●農業者年金とは？

農業者だけが加入できる「農業者のための年金」で、国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

《6つのポイント》

- ①積立方式で安心
- ②加入・脱退も自由
- ③保険料は全額社会保険料控除
- ④保険料はいつでも変更可能
- ⑤農業の担い手には保険料補助
- ⑥終身年金80歳までの死亡一時金あり

●加入できる方は？

次の要件を満たす方ならごなたでも加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者であること（保険料納付免除者は除く。）
- ②年間60日以上農業に従事していること。
- ③60歳未満であること。

途中脱退、再加入も可能です

◎制度について詳しい内容は、

今金町農業協同組合貯金融資課 ☎82-0211 または今金町農業委員会事務局 ☎82-0111 まで



今月の特集
行政情報
各種情報
情報かわら版
まちの話題
まちなり暮らし
学びの道標へ